

コミュニティバス運行車両に係る移動円滑化基準適用除外について

コミュニティバスで使用している車両が老朽化し、代替導入する車両について、移動円滑化基準第43条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、松江市地域公共交通会議の合意を求めるます。

1. 移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、原則として、車両の新規導入の際に「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」を定める省令(以下「移動円滑化基準」という。)に適合した車両(車いす対応等)導入を義務付けています。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、公共交通会議の協議を経て地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

2. 適用除外認定を受ける車両 コミュニティバス車両 既存車両

No.	車名	型式	車台番号	乗車定員	幅	車両総重量	使用系統
1	トヨタ	CBF-TRH228B	TRH228-0005072	14	188	3,040	玉湯
2	日産	TA-QGE25	QGE25-045190	10	169	2,500	玉湯・市立病院線

代替車両

No.	車名	型式	車台番号	乗車定員	幅	車両総重量	使用系統
1	日産	3BF-DS8E26	DS8E26- 010305	10	188	2,800	玉湯
2	日産	3BF-DS8E26	DS8E26- 010308	10	188	2,800	玉湯・市立病院線

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領

第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

(4) 車両総重量 5t 以下であって乗車定員 23人以下の自動車

3. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- 第37条第2項第2号：乗降口のスロープ
- 第39条：車いすスペース
- 第40条第1項：通路の幅
- 第40条第2項：手すりの間隔
- 第41条：運行情報提供設備

4. 認定を必要とする理由

玉湯コミュニティバスの東西線、南北線は大谷・別所・中蔵地区間が狭隘であるうえ、冬場は積雪も多くなります。平日は利用人数が多いため中型バスで運行をしていますが、土日祝日並びに市立病院線は1便あたりの乗車人数が4~5名と少ないとあり小型車両で運行しています。

今回車両の老朽化に伴い車両を導入しますが、新規導入車両は小型車両とし、移動円滑化基準適用除外申請を行うものです。

なお、車いすをご利用になる方の移動確保手段につきましては、松江市が福祉政策として、福祉タクシー事業の制度を設けておられ、この制度を利用しての通院や買い物などの外出支援に活用されております。

